

## 国立大学法人小樽商科大学研修員規程

(平成16年5月19日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）における私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教員研修センター研修員（以下「研修員」という。）の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(研修員)

第2条 研修員は、本学において指導教員の指導のもとに、本学の施設、設備を利用して研究を行う。

(受入れ)

第3条 学長は、私学研修員は財団法人私学研修福祉会理事長から、専修学校研修員は財団法人専修学校教育振興会理事長から、公立高等専門学校研修員及び公立大学研修員は派遣しようとする学校長又は大学長から、教員研修センター研修員は独立行政法人教員研修センター理事長からの申し出に基づき、受入れを承認する。

2 前項の申し出においては、別に定める申込書(別紙様式1)を提出しなければならない。

(研修期間)

第4条 研修員の研修期間は1年とし、その期間は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、特別の事情がある場合には、その期間内において、研修期間を6か月又は3か月に短縮することができる。

(研修料)

第5条 研修員は、別に定める研修料の3か月分に相当する額を、3か月ごとに、その当初の月に本学が指定する日までに納付しなければならない。

2 前項に規定する期間内に、その研修料を納付しないときは、受入の承認を取り消すものとする。

3 既納の研修料は、返還しない。

(研修証明書)

第6条 研修員が、その研修事項について証明を願い出たときは、学長は、研修証明書を交付する。

(規則等の遵守)

第7条 研修員は、指導教員の指示及び本学の諸規則を遵守しなければならない。

(事故等の補償)

第8条 研修員が研究中に人身事故等に遭遇した場合は、研修員の所属する機関が職員に適用する補償制度で対応しなければならない。

2 本学は、研修員が故意又は過失により本学の設備等に損害を与えた場合は、その損害賠償を研修員の派遣先に請求することができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研修員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

別紙様式第1号

研 修 員 受 入 申 込 書

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長 殿

申込機関名

住 所

代表者氏名

印

国立大学法人小樽商科大学研修員規程を遵守の上、下記のとおり研修員として貴学に派遣したいので申し込みます。

記

- 1 派遣する研修員の氏名
- 2 研修員の所属及び職名
- 3 研修課題
- 4 研修目的
- 5 研修期間
- 6 指導教員名